

計画における見直しについての記載

第4期市川市地域福祉計画の計画期間は、平成30年度から平成35年度までの6年間とします。
 ただし、**社会情勢の変化等を踏まえ**、必要に応じて、平成32年度に後半3年間分について見直しを行います。

計画策定時と比べた現状の確認

①計画に基づく取組みによる成果

平成30年度と令和2年度に実施したアウトカム指標による評価の結果、
 全11項目の指標のうち10項目で市民満足度が改善

⇒ 計画に定める施策の見直しは必要ない

②大きな社会情勢の変化

ア. 社会福祉法の改正（令和2年6月12日公布）

イ. 新型コロナウイルス感染症の流行



主に②に対応する見直しの検討を行い、
 「中間見直し追加版」を作成

見直しの概要

ア. 社会福祉法関係

重層的支援体制整備事業が創設された

⇒ 中核市移行方針を踏まえると事業実施が必要

⇒ 現状の分野連携強化の取組みを引き続き進めるとともに、中核市移行時より事業実施できるよう、取組みを進める

イ. 新型コロナウイルス関係

○住民の参加と交流を計画の大きな柱としているが、
 多人数が集まる会議や交流の場等の開催について深刻な制約を受けている

○ワクチンや治療薬の開発・実用化の進展状況により、
 現在の状況が継続するのか、流行前の状況に戻るのかが大きく異なってくるため、現時点では、計画の後半期間の状況を正確に見通すことができない

⇒ 事業内容等の見直しは行わないが、
 状況に応じた柔軟な事業運営を行っていく

ウ. その他

「施策の方向4 権利擁護と見守り体制の充実」
 について、現状に即した修正を行う

【重層的支援体制整備事業の概要】

